

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開

介護職員の処遇改善につきましては、創設以来拡充が行われてきており、直近では、2019年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、志木シルバーハイツ第一・第二におきましても加算算定を行っております。当該加算を算定するにあたり、下記の条件を満たしている必要があります。

- 1 現行の介護職員処遇改善加算(I)から(III)までを取得していること。
- 2 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- 3 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行正在のこと。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み(賃金以外)につきまして、以下の通り公表いたします。

☆ 加算の取得状況につきまして

志木シルバーハイツ第一・第二では、「介護職員処遇改善加算Ⅰ」と「介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ」を取得しております。

☆ 職場環境等に関する取組内容につきまして

1.入植促進に向けた取組

- ・他産業から転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

2.資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)

3.両立支援・多様な働き方の推進

- ・子育てや家族などの介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備

4.腰痛を含む心身の健康管理

- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

5.生産性向上のための業務改善の取組

- ・5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備

6.やりがい・働きがいの醸成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善